

京都市教育委員会教育長訓令甲第8号

学 校
幼 稚 園
教育機関

防火管理者の設置に関する規則施行規程の一部を次のように改める。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

令達先を次のように改める。

学 校
幼 稚 園
教育機関

第1条中「および選任等」を「，選任等」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条 教育機関（学校（幼稚園を含む。）を除く。以下同じ。）が，消防法に規定する複
合用途防火対象物である場合の防火管理者は，当該施設の構造に応じて，そのつど指定
する者とする。

第3条 同一敷地内に学校が二以上ある場合の防火管理者は，次の各号に掲げる区分に応
じ，当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園及び小学校が同一敷地内にある場合 小学校の教頭
- (2) 幼稚園及び中学校が同一敷地内にある場合 中学校の教頭
- (3) 小学校及び中学校が同一敷地内にある場合 小学校の教頭

第4条第1項中「または解任」を「又は解任」に，「学校長または幼稚園長が行なう」を
「校長又は園長が行う」に改め，同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 学校の主たる施設の存する敷地と異なる敷地に存する当該学校の施設に置かれる
防火管理者は，別に校長が命じる。

2 別表に掲げる学校については，防火管理者を置かない。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 名 称 |
|-------|---------------|
| 幼 稚 園 | 京都市立貞教幼稚園 |
| 小 学 校 | 京都市立中川小学校真弓分校 |
| | 京都市立小野郷小学校 |
| | 京都市立大原小学校百井分校 |
| | 京都市立大原小学校尾見分校 |
| | 京都市立水尾小学校 |
| 中 学 校 | 京都市立小野郷中学校 |

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)